

第77期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月27日（水曜日）

午前10時 開場 午前9時

開催場所

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
株式会社タムロン本社 新館5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

証券コード 7740

株式会社タムロン



代表取締役社長

桜庭省吾

株主の皆さまへ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第77期定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、新中期経営計画「Value Creation26」を掲げ、経済価値だけでなく、社会価値・非財務価値も高め、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えるとともに、当社の持続的な成長とサステナブルな社会の実現を目指しています。

当社の誇る技術をベースに、10年先、その先の30年先の100年企業に向けて、既存事業での高収益体制は維持しつつも、成長分野の飛躍、新規事業創出を強力に推進し、SDGsをはじめとする社会課題の解決に事業を通じて貢献していきたいと考えています。そして事業を通じて更に社会に貢献していくため、ステークホルダーの皆様との信頼関係をしっかりと築きながら、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

今後も、当社のありたい姿である「社会に尊敬され、真に必要なとされる会社」に向けて、グループ一丸となって持続的成長を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、これからも引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

2024年3月

経営理念

光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社会の実現に貢献します。

経営ビジョン

光とともに未来へ

喜びと感動にあふれ、安心して暮らせる

「心豊かな社会」を目指して、

私たちは光学の技術を追究します。

その可能性を拡げ、未来の社会課題に立ち向かい、

新たな価値を世界中に提供していきます。

私たちの姿勢

誠実

何事にも真摯に、現場・現物・現実に向き合い、
公平・公正に取り組みます。

挑戦

常識に捉われず、広い視野を持ち、
無限の可能性に挑みます。

創造

社会課題に対し、チームの力で立ち向かい、
新たな価値を創造します。

証券コード 7740
2024年3月5日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地

株式会社 **タムロン**

代表取締役社長 桜 庭 省 吾

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.tamron.com/jp/ir/event/event_03.html



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、第77期定時株主総会（2024年3月27日開催）の関連資料をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タムロン」又は「コード」に当社証券コード「7740」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月26日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

5頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、上記の行使期限までにご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
株式会社タムロン本社 新館5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第77期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績
連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日々の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上、当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

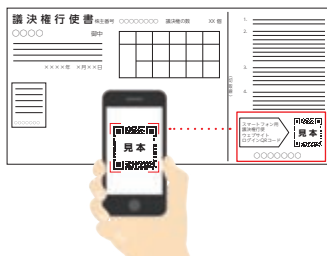
◎株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、前記のインターネット上、当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的視野での経営体質強化及び新事業展開等を図るための研究開発や設備投資等を勘案するとともに、業績に応じた利益配分に努め、配当性向35%程度の継続的な配当を重視し、株主の皆様へ安定した利益配分を継続していくことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期末の1株当たり配当金を、前期比45円増配となる135円といたしたいと存じます。

なお、2023年9月に1株につき35円の間配当金をお支払いいたしましたので、当期の1株当たり年間配当金は前期比50円の大幅増配となる過去最高の170円となります。

配当性向（連結）は32.9%となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金135円
総額は2,854,125,585円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することを通じて、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第34条として新設するものです。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
第I章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人 第5条 (条文省略)	第I章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> (削 除) ③ 会計監査人 第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第Ⅱ章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第10条の2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>第10条の3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第Ⅲ章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第Ⅲ章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長) 第14条 (条文省略) (新設)</p> <p>第14条の2 <u>取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(電子提供措置等) 第15条 (条文省略) (新設)</p> <p>第15条の2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(決議方法) 第16条 (条文省略) (新設)</p> <p>第16条の2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり) 2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 (現行どおり) 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(決議方法) 第16条 (現行どおり) 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第Ⅳ章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条の2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第19条の3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅳ章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条の2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条の2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条の2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、<u>招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条の2 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) (新設)</p> <p>第27条の2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第V章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。 (選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 第29条の2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 第30条の2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条の2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(決議方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規定)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第36条の2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第V章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(決議方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第Ⅵ章 計 算</p> <p>第37条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月30日を基準日として中間配当をすることが</u> <u>できる。</u></p> <p>第40条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅵ章 計 算</p> <p>第33条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条 第1項各号に定める事項については、法令に 別段の定めがある場合を除き、取締役会の決 議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月 30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて 剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第77期定時株主総会終結前の行為に 関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役 であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において、取締役会の決議によって免除するこ とができる。</p> <p>2. 第77期定時株主総会終結前の監査役(監査役で あった者を含む。)の行為に関する会社法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約については、 なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36条の2の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性
1	桜庭省吾 (男性)	代表取締役社長 管理本部及び情報マネジメント担当	再任
2	張勝海 (男性)	常務取締役 生産部門（青森工場、中国工場、ベトナム工場）、 モールドテクノセンター及びリスクマネジメント担当	再任
3	大谷真人 (男性)	常務取締役 コンポーネント機器事業本部、特機事業本部、品質管理本部、光学開発センター及びR&D技術センター担当	再任
4	岡安朋英 (男性)	常務取締役 映像事業本部、調達統括本部、経営戦略本部、CSR及びコンプライアンス担当	再任
5	佐藤勇一 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立
6	片桐春美 (女性)	社外取締役	再任 社外 独立
7	石井絵梨子 (女性)	社外取締役	再任 社外 独立
8	鈴木文雄 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号 **1**

さくらば しょうご
桜庭 省吾

生年月日
1958年4月1日

再任



所有する当社の株式数
9,200株
取締役在任年数
10年※本総会最終時

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社入社	2014年3月	当社取締役
2005年1月	当社執行役員光学開発本部長	2016年3月	当社取締役副社長
2008年1月	当社上席執行役員 光学開発本部長	2023年8月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

桜庭省吾氏は、2023年に当社代表取締役社長に就任して以来、それまでの経験と知見を活かし、経営の中枢においてリーダーシップを発揮しつつ、取締役会議長として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っております。

今後も当社グループの持続的な企業価値向上実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

ちょう しょうかい
張 勝海

生年月日
1960年1月7日

再任



所有する当社の株式数
6,500株
取締役在任年数
8年※本総会最終時

略歴、当社における地位及び担当

1997年1月	当社入社	2016年3月	当社取締役
2010年4月	当社執行役員タムロン光学 仏山有限公司董事総経理	2020年3月	当社常務取締役（現任）
2014年4月	当社上席執行役員タムロン光学 仏山有限公司董事総経理		

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

張勝海氏は、2016年に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ、当社の経営を担うと共に生産部門（青森工場、中国工場、ベトナム工場）、モールドテクノセンター及びリスクマネジメントを担当しております。

また、取締役会の構成員として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

おおたに まこと
大谷 真人

生年月日
1962年1月17日

再任



所有する当社の株式数
2,300株
取締役在任年数
6年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	当社入社	2016年4月	当社上席執行役員 特機事業本部長
2012年4月	当社執行役員 コンポーネント機器事業本部長	2018年3月	当社取締役
2015年3月	当社執行役員特機事業本部長	2023年3月	当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

大谷真人氏は、2018年に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ、当社の経営を担うと共にコンポーネント機器事業本部、特機事業本部、品質管理本部、光学開発センター及びR&D技術センターを担当しております。

また、取締役会の構成員として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

おか やす とも、 ひで
岡安 朋英

生年月日
1975年1月30日

再任



所有する当社の株式数
2,100株
取締役在任年数
6年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

2000年12月	当社入社	2017年4月	当社上席執行役員 TAMRON USA, INC. 副会長
2012年4月	当社執行役員開発管理本部長	2018年3月	当社取締役
2014年1月	当社執行役員映像事業本部長	2023年3月	当社常務取締役（現任）
2016年4月	当社上席執行役員		

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

岡安朋英氏は、2018年に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ、当社の経営を担うと共に映像事業本部、調達統括本部、経営戦略本部、CSR及びコンプライアンスを担当しております。

また、取締役会の構成員として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

さとう ゆういち
佐藤 勇一

生年月日

1950年1月2日

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

500株

取締役在任年数

6年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	東京芝浦電気(株) (現 ㈱東芝)入社	2010年4月	同大学工学部長
1980年1月	東京工業大学工学部助手	2013年4月	同大学大学院理工学研究科長
1983年4月	埼玉大学工学部助教授	2014年4月	同大学理事・副学長
1994年4月	同大学工学部教授	2018年3月	当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

なし

【選任理由及び期待される役割の概要】

佐藤勇一氏は、過去に大学理事・副学長を務める等、専門的な知見を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に国立大学法人の経営に携わること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

6

かたぎり はるみ
片桐 春美

生年月日
1968年12月29日

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

取締役在任年数

6年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

1993年11月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所	2017年7月	片桐春美公認会計士事務所代表（現任）
1998年4月	日本公認会計士登録	2018年3月	当社社外取締役（現任）
2000年3月	センチュリー監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所	2019年6月	森トラストリート投資法人 監督役員（現任）
2009年7月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員	2019年6月	日本アジア投資(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士（片桐春美公認会計士事務所代表）
森トラストリート投資法人監督役員
日本アジア投資(株)社外取締役（監査等委員）

【選任理由及び期待される役割の概要】

片桐春美氏は、公認会計士としての専門的な知見を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に公認会計士事務所の経営や社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

7

いし い えり こ
石井 絵梨子

生年月日

1981年1月3日

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

500株

取締役在任年数

3年※本総会最終時

略歴、当社における地位及び担当

2004年10月	弁護士登録	2019年6月	(株)アルマード社外監査役（現任）
2004年10月	森・濱田松本法律事務所入所	2021年3月	当社社外取締役（現任）
2011年2月	ニューヨーク州弁護士登録	2021年3月	(株)Sun Asterisk社外取締役（監査等委員）（現任）
2016年7月	新幸総合法律事務所パートナー（現任）	2022年10月	いちごホテルリート投資法人執行役員（現任）
2018年12月	(株)スマートドライブ社外取締役（監査等委員）（現任）	2023年6月	イーレックス(株)社外監査役（現任）
2019年5月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員（現任）		

重要な兼職の状況

弁護士（新幸総合法律事務所パートナー）
(株)スマートドライブ社外取締役（監査等委員）
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員
(株)アルマード社外監査役
(株)Sun Asterisk社外取締役（監査等委員）
いちごホテルリート投資法人執行役員
イーレックス(株)社外監査役

【選任理由及び期待される役割の概要】

石井絵梨子氏は、M&Aや企業法務全般等に精通し、弁護士としての専門的な知見を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

すずき ふみお
鈴木 文雄

生年月日
1948年11月3日

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
一株
取締役在任年数
2年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

1973年 4月	日本光電工業(株) 入社	2003年 6月	同社常務取締役
1994年 4月	日本光電アメリカ(株)取締役社長	2007年 6月	同社取締役専務執行役員
1998年 4月	日本光電工業(株) 経営企画室長	2008年 6月	同社代表取締役社長執行役員
1999年 4月	同社人事部長	2015年 6月	同社代表取締役会長兼CEO
1999年 6月	同社取締役	2022年 3月	当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

なし

【選任理由及び期待される役割の概要】

鈴木文雄氏は、日本光電工業(株)において代表取締役を長年務めるなど、豊富な企業経営の経験、また医療業界における幅広い知見や人脈を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤勇一氏、片桐春美氏、石井絵梨子氏及び鈴木文雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤勇一氏、片桐春美氏、石井絵梨子氏及び鈴木文雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって佐藤勇一氏及び片桐春美氏が6年、石井絵梨子氏が3年、鈴木文雄氏が2年となります。
4. 当社は佐藤勇一氏、片桐春美氏、石井絵梨子氏及び鈴木文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が保険期間中に株主、投資家、その他第三者から損害賠償を提起された場合において損害賠償金・訴訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 社外取締役候補者佐藤勇一氏、片桐春美氏、石井絵梨子氏及び鈴木文雄氏の各氏が社外取締役として在任中に発生した当社の法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要につきましては、事業報告（52頁）に記載のとおりです。
7. 佐藤勇一氏、片桐春美氏、石井絵梨子氏及び鈴木文雄氏は、当社が定める独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	候補者属性
1	やま ぐち たか ひろ 山 口 貴 裕 (男性)	常勤監査役	新任
2	ひら やま たか し 平 山 隆 志 (男性)	常勤監査役	新任 社外 独立
3	な ら まさ や 奈 良 正 哉 (男性)	監査役	新任 社外 独立
4	うえ だ たか し 植 田 高 志 (男性)	監査役	新任 社外 独立

候補者番号 **1**

やまぐち たかひろ
山口 貴裕

生年月日
1962年3月30日

新任



所有する当社の株式数
1,200株

略歴、当社における地位

1982年3月 当社入社
2015年4月 当社内部監査室長
2023年3月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

山口貴裕氏は、当社の内部監査室長として監査業務に携わるなど豊富な業務経験を有しております。

これらの知見を専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与、監督等に活かせるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

ひらやま たかし
平山 隆志

生年月日
1957年6月27日

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
400株

略歴、当社における地位

1980年4月	(株)埼玉銀行（現(株)埼玉りそな銀行）入行	2010年6月	AGSビジネスコンピューター(株) 監査役
2005年6月	(株)埼玉りそな銀行執行役員	2011年5月	AGS(株)常務執行役員情報処理本部長
2007年10月	(株)埼玉りそな銀行（退社）		
2008年1月	AGS(株)常務執行役員財務部担当 兼株式公開準備担当	2015年10月	同社常務執行役員業務監査部担当
		2019年3月	当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由及び期待される役割の概要】

平山隆志氏は、金融機関における業務経験、他社の監査役としての経験並びに監査部門における経験を有しております。

これらの知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与、監督等を期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

な ら ま さ や
奈良 正哉

生年月日
1958年12月13日

新任 社外 独立



所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位

1990年 9月	安田信託銀行(株) (現みずほ信託銀行(株)) 入行	2019年 3月	当社監査役 (現任)
2009年 4月	みずほ信託銀行(株)執行役員 運用企画部長	2020年 1月	鳥飼総合法律事務所パートナー (現任)
2011年 6月	同行常勤監査役	2021年 6月	理想科学工業(株)社外監査役 (現任)
2014年 4月	みずほ不動産販売(株)専務取締役	2022年 6月	(株)熊谷組社外取締役 (現任)
2017年 1月	弁護士登録		

重要な兼職の状況

弁護士 (鳥飼総合法律事務所パートナー)
理想科学工業(株)社外監査役
(株)熊谷組社外取締役

【選任理由及び期待される役割の概要】

奈良正哉氏は、他社の取締役及び監査役としての経験に加え、弁護士としての高度な専門知識を有しております。

これらの知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与、監督等を期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

う え だ た か し
植田 高志

生年月日
1957年5月15日

新任 社外 独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位

1981年 4月	(株)埼玉銀行 (現(株)埼玉りそな銀行) 入行	2017年 5月	りそなカード(株) (退社)
1997年 5月	(株)あさひ銀行 (現(株)りそな銀行、(株)埼玉りそな銀行) 磯子支店長	2017年 6月	不二サッシ(株)執行役員管理本部 総務人事部、海外事業部担当
2003年 6月	(株)りそな銀行東京営業第三部長	2020年 4月	同社執行役員グループ内部 統制・監査部担当
2008年 4月	(株)埼玉りそな銀行さいたま営業部長	2020年 6月	同社取締役
2009年 5月	(株)埼玉りそな銀行 (退社)	2021年 5月	同社執行役員グループ内部 統制・管理本部経営管理部担当
2009年 6月	(株)りそな銀行執行役員首都圏地域担当 (ブロック担当)	2021年 6月	同社常務執行役員グループ内部 統制・管理本部経営管理部担当
2011年 5月	(株)りそな銀行 (退社)	2023年 3月	当社監査役 (現任)
2011年 6月	りそなカード(株)専務取締役	2023年 7月	マネジメントサポートコンサルティング(株)代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

マネジメントサポートコンサルティング(株)代表取締役

【選任理由及び期待される役割の概要】

植田高志氏は、金融機関における業務経験、他社の取締役としての経験及びマネジメントサポートコンサルティング(株)において代表取締役を務めるなど豊富な企業経営の経験並びに内部統制・監査部門等の経験を有しております。

これらの知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与、監督等を期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平山隆志氏、奈良正哉氏及び植田高志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平山隆志氏、奈良正哉氏及び植田高志氏は、現在、当社の社外監査役であります。各氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、平山隆志氏及び奈良正哉氏は5年、植田高志氏は1年となります。
4. 当社は山口貴裕氏、平山隆志氏、奈良正哉氏及び植田高志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が保険期間中に株主、投資家、その他第三者から損害賠償を提起された場合において損害賠償金・訴訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 監査等委員である取締役候補者平山隆志氏、奈良正哉氏及び植田高志氏の各氏が社外監査役として在任中に発生した当社の法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要につきましては、事業報告（52頁）に記載のとおりです。
7. 平山隆志氏、奈良正哉氏及び植田高志氏は、当社が定める独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

ご参考：取締役のスキルマトリックス（本総会において各候補者が原案どおり選任された場合）

当社取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成されております。取締役候補者12名についての専門知識や経験等のバックグラウンドは、次のとおりであります。

氏名	属性	企業経営	グローバル	生産・開発	営業・マーケティング	財務・会計	法務
桜庭 省吾		○		○		○	○
張 勝海		○	○	○			
大谷 真人		○		○	○		
岡安 朋英		○	○	○	○		○
佐藤 勇一	社外 独立			○			
片桐 春美	社外 独立					○	
石井絵梨子	社外 独立		○				○
鈴木 文雄	社外 独立	○	○				
山口 貴裕	常勤監査等委員					○	
平山 隆志	常勤監査等委員 社外 独立	○				○	
奈良 正哉	監査等委員 社外 独立	○	○				○
植田 高志	監査等委員 社外 独立	○				○	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年3月29日開催の第75期定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額550百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は2022年2月9日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」を原案のとおりご承認いただくことを条件として当該決定方針を事業報告53～54頁のとおり変更することを2024年2月21日開催の取締役会において決議しております。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2018年3月28日開催の第71期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認いただき、現在に至るまで本制度を運用してきましたが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、本制度に係る報酬枠を、その内容を一部変更のうえで、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する報酬枠としてあらためて設定させていただきたいと存じます。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。また、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しているものですが、本制度に基づき取締役に当社株式を交付する時期を退任時から在任時に変更し、さらに、その当社株式に退任までの間の譲渡制限を付すこととすることにより、更なるインセンティブ効果の向上を図ります。

当社は2022年2月9日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」を原案のとおりご承認いただくことを条件として当該決定方針を事業報告53～54頁のとおり変更することを2024年2月21日開催の取締役会において決議しております。本議案は当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。以上より、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする報酬委員会での審議結果を踏まえて上程しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「取締役」といいます。）の員数は4名と

なります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役が付与されるポイント見合いとして交付される株式については、下記3.のとおり、当該株式について当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としていましたが、本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決された場合には、本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、原則として信託期間中の毎事業年度における所定の時期といたします（ただし、上記のとおり、退任時までの譲渡制限を付します。）。

① 本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	本株主総会終結日の翌日から2027年3月の定時株主総会終結の日までの期間 （ただし、取締役会の決定により、2027年3月の定時株主総会終結の日の翌日から2030年3月の定時株主総会終結の日までの期間を新たな「対象期間」として設定できるものとし、以降も同様といたします。）
③ ②の対象期間（3年）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金450百万円

④	当社株式の取得方法	当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	各対象期間（3年間）あたり480,000ポイント（※）
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧	3.に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から当社の取締役を退任する日まで

※ 付与したポイント数に応じた数の当社株式を交付します。後記（3）②のとおり、1ポイントあたりの当社株式数は0.5株としますが、2024年7月1日以降は、1ポイントあたりの当社株式数は1株となります。

（2）当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託に係る信託期間を延長のうえで、本信託に対し、上記（1）②の当初の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、合計金450百万円を上限とする金銭を当該対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出したします。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得いたします。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、当初の対象期間終了日後の3年毎の期間を新たな対象期間として設定するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、新たに設定した当該対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、金450百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続いたします（当該対象期間終了後についても同様といたします。）。

また、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、変更前の本制度に基づきポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与いたします。

当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、各対象期間（3年間）あたり480,000ポイントを上限といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日の属する月以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、2018年3月28日開催の第71期定時株主総会における決議（以下「前回決議」といいます。）に従って行います。

なお、1ポイントは当社株式0.5株（※）といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものといたします。

※ なお、2024年2月8日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表した、2024年7月1日を効力発生日として実施する株式分割（普通株式1株につき2株の割合をもって分割）により、当該効力発生日以降に交付する当社株式については、1ポイントあたりの当社株式は1株となる予定です。また、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日の属する月以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイントについては、当該効力発生日以降は、1ポイントあたりの当社株式数は2株となります。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の受益者確定手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度に、本信託の受

益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、上記②のとおり、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日の属する月以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に、本信託の受益者として、本信託から交付を受けるものといたします。

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役へ交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役へ付与するポイント見合いの当社株式については、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものといたします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものといたします）。

ただし、退任日以後に交付する当社株式については、譲渡制限が付されていない普通株式を交付いたします。また、この場合には、交付すべき当社株式のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」といいます。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から取締役を退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）。

なお、（監査等委員でない）取締役退任後に監査等委員である取締役になった場合等には、譲渡制限の期間を調整することがあります。

取締役は、本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

（2）本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - iii) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により取締役の地位から退任した場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、第2号の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。
 - i) 取締役において、当社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - ii) 取締役において、法令、当社の内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
 - iii) 取締役において、その行為が当社の名誉を毀損し、あるいは当社に著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

（3）組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」といいます

す。)が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。)には、上記(1)にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。) 会社分割の効力発生日
- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- iv) 株式の併合(当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。) 株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。) 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済を概観しますと、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、イスラエルとパレスチナとの武力衝突、中国の不動産開発投資問題、エネルギー問題、世界的な高インフレ、各国の利上げ政策等、不透明感が続く状況となりました。

米国は政策金利の引き上げが企業の経済活動を下押し、住宅投資は低迷、設備投資が減速傾向を見せているなか、良好な雇用情勢やサービス業におけるコロナ禍からのリバウンド消費を背景に個人消費は堅調に推移してプラス成長を維持しました。欧州はインフレ圧力からの継続的な金融引き締めを背景に住宅や設備投資は低迷、物価上昇に伴い個人消費が減少し、景気の低迷が継続しました。中国経済はゼロコロナ政策の解除を機に年初には急回復をみせたものの、コロナ後に反発した商品、外食や観光といったサービス業におけるリバウンド需要は一巡し、厳しい雇用情勢、所得環境を背景に個人消費は伸び悩みました。また、不動産開発投資の大幅減により投資は全体として伸び悩み、景気に減速感が見受けられました。日本はコロナ禍から経済活動の正常化が進み、インバウンド需要はコロナ禍前の水準まで回復し、個人消費は宿泊、飲食等のサービス消費に回復がみられました。また雇用情勢、所得環境は緩やかな改善傾向にあり、設備投資も高水準の企業収益を背景に増加基調となりました。

当社グループ関連市場では、レンズ交換式カメラ市場は前期に比べて数量ベース、金額ベースともに微増となりました。内訳としては、一眼レフカメラは数量ベース、金額ベースとも4割弱減と大幅減となりましたが、ミラーレスカメラは、数量ベースで約2割増、金額ベースでは約1割増となりました。交換レンズは前期に比べて数量ベースでほぼ横ばい、金額ベースでは高付加価値品への需要の継続により微増となりました。

平均為替レートにつきましては、前期比で米ドルは約9円、ユーロは約14円の円安となりました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、客先での在庫調整の影響もあり、監視&FA事業は伸び悩んだものの、主力の写真関連事業および車載事業を主とするモビリティ&ヘルスケア、その他事業の販売が好調に推移し、円安進行によるプラス影響もあったことから、売上高は714億26百万円（前期比12.6%増）となりました。

利益面につきましては、売上総利益率の高い写真関連事業および車載事業が牽引するモビリティ&ヘルスケア、その他事業の販売が好調に推移したことや、原価低減に注力した効果等による売上総利益率の向上により、営業利益は136億7百万円（前期比23.3%増）、経常利益は139億72百万円（前期比21.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は108億12百万円（前期比29.5%増）となりました。

営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の各利益において過去最高を大幅に更新することができました。

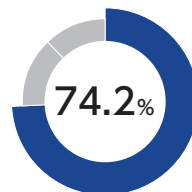
事業別の業績は次のとおりであります。

写真関連事業

自社ブランド製品は、ソニーEマウント用が2021年発売の大口径望遠ズームレンズ35-150mm F/2-2.8 VXD (A058)や、大口径標準ズームレンズ28-75mm F/2.8 VXD G2 (A063)等を中心に好調を維持したことに加え、2022年下期に投入した富士フィルム用2機種目となる標準ズームレンズ17-70mm F/2.8 VC RXD (B070)や超望遠ズームレンズ50-400mm F/4.5-6.3 VC VXD (A067)が2023年では年間を通して売上に寄与しました。2023年発売機種では、5月には富士フィルム用4機種目となる大口径超広角ズームレンズ11-20mm F/2.8 RXD (B060)、9月にはニコンZマウント用大口径望遠ズームレンズ35-150mm F/2-2.8 VXD (A058)、さらに10月にはニコンZマウント用超望遠ズームレンズ150-500mm F/5-6.7 VC VXD (A057)とマウント展開を加速させ、市場状況を反映したミラーレスカメラ用交換レンズのラインナップ拡充より、2桁の増収となりました。OEMにおいても、市場の堅調な推移に伴い、カメラメーカーへの交換レンズの供給が好調に推移し、増収となりました。

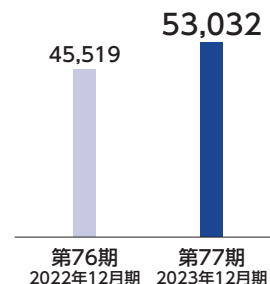
このような結果、写真関連事業の売上高は530億32百万円（前期比16.5%増）、営業利益は140億8百万円（前期比25.5%増）となりました。

■ 売上高構成比



■ 売上高

(単位：百万円)

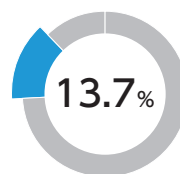


監視&FA関連事業

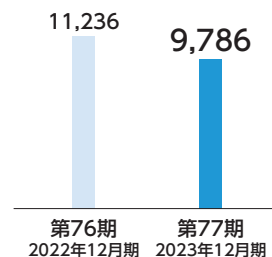
監視やFA／マシンビジョン用レンズは、FA分野では好調を維持しましたが、監視分野ではコロナ禍終息や半導体不足緩和等に伴うカメラメーカーの在庫適正化の動きを受け、当社からのレンズ供給が伸び悩みました。中国においては下期以降、徐々に回復をみせたものの、ウィズコロナへの政策転換後の市場回復が弱く、開発の後ろ倒し等もあり低調に推移し減収となりました。また、カメラモジュールも同様に伸び悩み、TV会議用レンズは2022年における急回復の反動減で、今期は大幅減収となりました。

このような結果、監視&FA関連事業の売上高は97億86百万円（前期比12.9%減）、営業利益は7億16百万円（前期比48.8%減）となりました。

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)

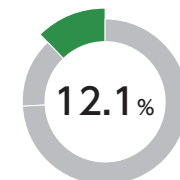


モビリティ&ヘルスケア、その他事業

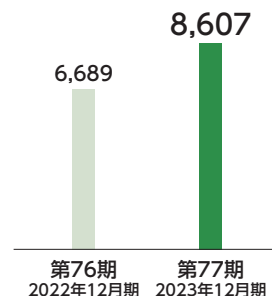
車載カメラ用レンズは、半導体不足や顧客の在庫適正化等の影響もありましたが、急速に進む安全運転支援システム（ADAS）の普及による旺盛な需要を背景にセンシング用途を中心に好調を維持し、2桁の増収となりました。一方で、コンパクトデジタルカメラ用やビデオカメラ用レンズは市場の縮小や既存製品の伸び悩み等の影響を受けました。注力分野の医療用レンズでは、当社の強みである極小径や薄膜技術で低侵襲を可能にする製品ラインナップの増加により大幅増収となりました。また、今後の事業拡大を見据えて分光・蛍光技術を活かした製品開発を継続し、新規案件の獲得や既存顧客との関係強化を図りました。

このような結果、モビリティ&ヘルスケア、その他事業の売上高は86億7百万円（前期比28.7%増）、営業利益は14億92百万円（前期比40.6%増）となりました。

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)



事業区分	第76期 (2022年12月期)		第77期 (2023年12月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
写真関連事業	45,519百万円	71.8%	53,032百万円	74.2%
監視 & F A 関連事業	11,236	17.7	9,786	13.7
モビリティ&ヘルスケア、その他事業	6,689	10.5	8,607	12.1
合計	63,445	100.0	71,426	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は52億99百万円（前期比64.7%増）であり、その主なものは、レンズ生産設備25億26百万円、量産金型6億34百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

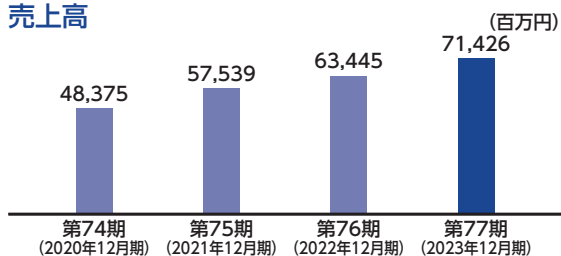
④ 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

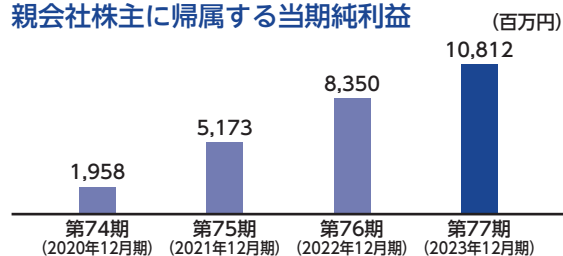
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (2020年12月期)	第75期 (2021年12月期)	第76期 (2022年12月期)	第77期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高 (百万円)	48,375	57,539	63,445	71,426
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,958	5,173	8,350	10,812
1株当たり当期純利益	88円83銭	248円14銭	400円03銭	517円12銭
総資産 (百万円)	58,190	67,065	75,556	87,062
純資産 (百万円)	45,777	52,536	60,574	70,732
1株当たり純資産額	2,195円71銭	2,519円93銭	2,899円24銭	3,381円57銭

売上高



親会社株主に帰属する当期純利益



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
TAMRON USA,INC. (アメリカ)	3,389 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の販売
TAMRON Europe GmbH. (ドイツ)	200 千EUR	100%	光学及び精密機械器具等の販売
TAMRON France EURL. (フランス)	1,139 千EUR	100% (100%)	光学及び精密機械器具等の販売
Tamron(Russia)LLC. (ロシア)	22,000 千RUB	100%	光学及び精密機械器具等の販売
TAMRON OPTICAL (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム)	25,000 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の製造及び販売
TAMRON INDIA PRIVATE LIMITED (インド)	28,000 千INR	100% (0.4%)	光学及び精密機械器具等の販売
タムロン工業香港有限公司 (中国)	3,365 千HK\$	100%	光学及び精密機械器具等の販売及び仲介
タムロン光学佛山有限公司 (中国)	25,000 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の製造及び販売
タムロン光学上海有限公司 (中国)	1,050 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の販売

(注) 議決権比率の () 内の数字は間接所有比率 (内数) であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念「光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、以下に掲げる中長期的な成長戦略により経営基盤を強化し、持続的な発展・成長を実現してまいります。

1. 既存事業のグローバル展開を加速させ、マーケティング力・商品企画力・営業力を強化し、米州/欧州市場の挽回を最優先に新興国市場の需要の取り込み、収益性の向上を図り、事業基盤を強化する。
2. 市場毎の顧客ニーズに応じた新製品をタイムリーに提供できるように、関係部門が連携し、全社一丸（チームタムロン）で開発体制を強化する。
3. 当社のコア技術である光学技術を中心とし、要素技術開発と新たな技術領域での研究開発を、技術革新で創造していく。
4. DX推進会議を全社的に展開、ITを活用した業務改革を推進し、全社的に生産性向上を図る。
5. 地政学リスクへ対応するため、ベトナム新工場を含む世界3極生産体制・サプライチェーンを強化し、工場の自動化・省力化・省人化を推進する。
6. 新規事業創出ガイドライン・新規事業創出フロー、戦略投資枠を活用し、製品化に向けたマーケティングを全社的に実施し、新規事業の育成と創出を実現する。
7. コーポレート・ガバナンスを強化するため、全社的に教育を実施し、リスクマネジメント委員会、情報マネジメント委員会、コンプライアンス委員会の効率的な運用をしていく。
8. 「環境ビジョン2050」に基づき、心豊かな社会を実現するため、持続可能な社会づくりに貢献していく。
9. ダイバーシティやワークライフバランスの向上、健康経営の推進に取り組み、社員が創造性を発揮できる「働きがいのある会社」を目指す。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	主要製品
写真関連事業	ミラーレスカメラ用交換レンズ 一眼レフカメラ用交換レンズ等
監視 & F A 関連事業	監視カメラ用レンズ FA/マシンビジョン用レンズ TV会議用レンズ カメラモジュール等
モビリティ&ヘルスケア、その他事業	車載カメラ用レンズ ビデオカメラ用レンズ デジタルカメラ用レンズ ドローン用レンズ 医療用レンズ 各種光学用デバイス部品等

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市見沼区
工場	青森工場 (弘前サイト：青森県弘前市、浪岡サイト：青森県青森市)
営業所	東京営業所 (埼玉県さいたま市見沼区)、大阪営業所 (大阪府大阪市)

② 子会社

名称	所在地
TAMRON USA, INC.	アメリカ ニューヨーク州
TAMRON Europe GmbH.	ドイツ ケルン市
TAMRON France EURL.	フランス ル・プレシベルヴィル市
Tamron (Russia) LLC.	ロシア モスクワ市
TAMRON OPTICAL (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
TAMRON INDIA PRIVATE LIMITED	インド ハリヤーナー州 グルガオン市
タムロン工業香港有限公司	中国 香港
タムロン光学仏山有限公司	中国 広東省仏山市
タムロン光学上海有限公司	中国 上海市

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
写真関連事業	3,466	(265)名	250名増	(21名増)
監視 & F A 関連事業	515	(62)名	112名減	(21名減)
モビリティ&ヘルスケア、その他事業	529	(78)名	15名増	(9名増)
全社 (共通)	94	(14)名	3名増	(2名増)
合計	4,604	(419)名	156名増	(11名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
947 (116)名	2名増 (1名増)	43.04歳	16.77年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	909百万円
株式会社青森銀行	300
三井住友信託銀行株式会社	300
株式会社三菱UFJ銀行	200
中国銀行股份有限公司	140

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,400,000株
- ③ 株主数 5,310名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ソニーグループ株式会社	3,129千株	14.80%
Suntera (Cayman) Limited as trustee of ECM Master Fund	2,192	10.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,945	9.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,684	7.96
株式会社埼玉りそな銀行	1,002	4.74
日本生命保険相互会社	670	3.16
株式会社アルゴグラフィックス	541	2.55
JPモルガン証券株式会社	370	1.75
株式会社ナガワ	356	1.68
タムロン協力会社持株会	265	1.25

- (注) 1. ソニーグループ株式会社の持株数3,129千株は、みずほ信託銀行株式会社へ委託した信託財産であります。信託約款上、議決権の行使並びに処分権については、ソニーグループ株式会社が指図権を留保しております。
2. 当社は、自己株式を2,258千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 (224千株) は含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の消却

当社は2023年6月20日の取締役会決議に基づき、2023年6月30日付で、自己株式1,600,000株の消却を実施しております。

ロ. 自己株式の処分

当社は、2023年3月14日の取締役会決議に基づき、2023年4月13日付で、執行役員に対して割り当てる譲渡制限付株式報酬として自己株式3,210株の処分を実施しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	20,833株	1名

(注) 取締役1名への交付は、役員向け株式交付信託に係る交付であり、20,833株のうち6,233株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桜庭省吾	管理本部及び情報マネジメント担当
常務取締役	張勝海	生産部門（青森工場、中国工場、ベトナム工場）、モールドテクノセンター及びリスクマネジメント担当
常務取締役	大谷真人	コンポーネント機器事業本部、特機事業本部、品質管理本部、光学開発センター及びR&D技術センター担当
常務取締役	岡安朋英	映像事業本部、調達統括本部、経営戦略本部、CSR及びコンプライアンス担当
取締役	佐藤勇一	
取締役	片桐春美	公認会計士（片桐春美公認会計士事務所 代表） 森トラストリート投資法人監督役員 日本アジア投資(株)社外取締役（監査等委員）
取締役	石井絵梨子	弁護士（新幸総合法律事務所 パートナー） (株)スマートドライブ社外取締役（監査等委員） カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員 (株)アルマード社外監査役 (株)Sun Asterisk社外取締役（監査等委員） いちごホテルリート投資法人執行役員 イーレックス(株)社外監査役
取締役	鈴木文雄	
常勤監査役	山口貴裕	
常勤監査役	平山隆志	
監査役	奈良正哉	弁護士（鳥飼総合法律事務所 パートナー） 理想科学工業(株)社外監査役 (株)熊谷組社外取締役
監査役	植田高志	マネジメントサポートコンサルティング(株)代表取締役

- (注) 1. 取締役佐藤勇一氏、取締役片桐春美氏、取締役石井絵梨子氏及び取締役鈴木文雄氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役平山隆志氏、監査役奈良正哉氏及び監査役植田高志氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役平山隆志氏は、金融機関における豊富な業務経験、他社の監査役としての経験並びに監査部門における経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役奈良正哉氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有し

- ております。
5. 監査役植田高志氏は、金融機関における豊富な業務経験と企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2023年8月22日をもって、代表取締役社長鯉坂司郎氏は辞任により退任いたしました。2023年11月21日をもって、取締役大塚博司氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における両氏の担当はありませんでした。
 7. 当社の法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要
2023年8月22日付で公表いたしましたとおり、当社は、前代表取締役社長等による不適切な経費の使用が判明し、これを公表いたしました。
在任していた取締役佐藤勇一氏、取締役片桐春美氏、取締役石井絵梨子氏、取締役鈴木文雄氏、常勤監査役平山隆志氏、監査役奈良正哉氏及び監査役植田高志氏の各氏は、当社が運営する内部通報制度における外部窓口宛に内部通報があるまで当該事実を認識しておりませんでした。なお、各氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性を喚起する提言を行うとともに、当該事実を認識して以降は、事実調査、特別調査委員会の設置、同委員会による調査報告書を踏まえての実効性のある再発防止策の策定及び内部統制強化に向けた取り組みの実施等、その職務を適切に果たしております。
 8. 当社は、取締役佐藤勇一氏、取締役片桐春美氏、取締役石井絵梨子氏、取締役鈴木文雄氏、常勤監査役平山隆志氏、監査役奈良正哉氏及び監査役植田高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が保険期間中に株主・投資家・その他第三者から損害賠償を提起された場合において損害賠償金・訴訟費用を負担することにより被る損害が填補されることとなります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年2月21日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行後の取締役を対象に、2024年3月27日開催の第77期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の第2号議案、第5号議案及び第7号議案をご承認いただくことを条件として、新たな取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「取締役の報酬等の決定方針」という。）を決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

≪本株主総会後の第2号議案、第5号議案及び第7号議案承認後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針≫

【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績連動報酬である単年度業績等に応じた金銭報酬の「短期インセンティブ報酬」及び業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」で構成し、インセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応の割合とすると共に、業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」は、業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を更に高めることを基本方針とする。

監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことを基本方針とする。

【金銭報酬等の額又はその算定決定の決定方針】

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、各人の役位や貢献度、業界あるいは同規模の他企業の水準等を勘案して決定するものとする。

【業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針】

短期インセンティブ報酬は、株主総会にて決議された基本報酬を含む報酬限度額の範囲において、単年度の連結業績や個人別の定性評価等を勘案して各人別に決定し、12等分し支給するものとする。

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、当社が金銭を拠出する信託を通じ、取締役会が定める株式交付規程に従って役位及び業績等に応じて当社株式を交付するものとする。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、信託期間中の毎事業年度における一定の時期とし、取締役退任時までの譲渡制限を付すものとする。単年度業績評価として、期初に公表する業績予想の連結売上高、連結営業利益に対する達成度での評価のほか、担当部門の業績や取締役ごとに設定した課題の定性評価を行う。また中期業績評価として、中期経営計画の最終年度における連結売上高、連結営業利益、そしてROE及びTSRに対する達成度での評価も行うものとする。概要は以下のとおり。

(単年度業績評価)

評価項目	評価指標	評価ウエイト				
		社長		事業担当取締役		事業担当以外の取締役
全社業績	連結売上高	20%	70%	10%	70%	15%
	連結営業利益	50%		25%		30%
担当部門業績	業績評価	—		35%		25%
個人考課	個人別に設定した戦略目標評価	30%				

(中期業績評価)

評価項目	評価指標	評価ウエイト
		全取締役
全社業績	連結売上高	20%
	連結営業利益	40%
企業価値	R O E	10%
	T S R	30%

【取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針】

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬(金銭報酬)：短期インセンティブ報酬(金銭報酬)：中長期インセンティブ報酬(株式報酬)＝約60%：約20%：約20%とする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、社外取締役を委員長とする報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役による協議の上、決定する。

≪当事業年度末における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針≫

【基本方針】

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績連動報酬である単年度業績等に応じた金銭報酬の「短期インセンティブ報酬」及び業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」で構成し、インセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応の割合とすると共に、業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」は、業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を更に高めることを基本方針とする。

社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことを基本方針とする。

【金銭報酬等の額又はその算定決定の決定方針】

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、各人の役位や貢献度、業界あるいは同規模の他企業の水準等を勘案して決定するものとする。

【業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針】

短期インセンティブ報酬は、株主総会にて決議された基本報酬を含む報酬限度額の範囲において、単年度の連結業績や個人別の定性評価等を勘案して各人別に決定し、12等分し支給するものとする。

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、当社が金銭を拠出する信託を通じ、取締役会が定める株式交付規定に従って役位及び業績等に応じて当社株式を交付するものとする。なお、取締役が当社株式の交付を

受ける時期は取締役の退任時とする。単年度業績評価として、期初に公表する業績予想の連結売上高、連結営業利益に対する達成度での評価のほか、担当部門の業績や取締役ごとに設定した課題の定性評価を行う。また中期業績評価として、中期経営計画の最終年度における連結売上高、連結営業利益、そしてROE及びTSRに対する達成度での評価も行うものとする。概要は以下のとおり。

(単年度業績評価)

評価項目	評価指標	評価ウエイト					
		社長		事業担当取締役		事業担当以外の取締役	
全社業績	連結売上高	20%	70%	10%	70%	15%	70%
	連結営業利益	50%		25%		30%	
担当部門業績	業績評価	—		35%		25%	
個人考課	個人別に設定した戦略目標評価	30%					

(中期業績評価)

評価項目	評価指標	評価ウエイト
		全取締役
全社業績	連結売上高	20%
	連結営業利益	40%
企業価値	ROE	10%
	TSR	30%

【取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針】

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬(金銭報酬)：短期インセンティブ報酬(金銭報酬)：中長期インセンティブ報酬(株式報酬)＝約60%：約20%：約20%とする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法】

個人別の報酬額については、社外取締役を委員長とする報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	385 (33)	250 (33)	83 (0)	51 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	47 (31)	46 (31)	0 (0)	- (-)	6 (4)
合 計 (うち社外役員)	432 (65)	296 (64)	84 (1)	51 (-)	17 (8)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度にかかる役員向け株式交付信託としての株式報酬費用計上額51百万円が含まれております。
2. 中期業績評価の評価指標に関する実績については、当事業年度を最終年度とする中期経営計画における連結売上高の目標は610億円、実績は714億円であり、連結営業利益の目標は70億円、実績は136億円であり、ROEの目標は9%以上、実績は16.5%であります。また、中期経営計画中における精密機器TOPIX(配当込み)の成長率114.0%に対し、当社TSRの成長率は311.7%であります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、上記表の「非金銭報酬等」の欄には、当事業年度に係る株式報酬として費用計上した額を記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第75期定時株主総会において、金銭報酬額は年額550百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名(内、社外取締役4名)であります。また、2018年3月28日開催の第71期定時株主総会において、これとは別枠で信託を用いた株式報酬額として、信託期間である3年毎に、金額の上限は450百万円、ポイント数の上限は240,000ポイント(1ポイントは当社株式1株)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名(内、社外取締役2名)、本制度の対象となる取締役は10名であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2011年3月30日開催の第64期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(内、社外監査役3名)であります。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役片桐春美氏は、片桐春美公認会計士事務所の代表、森トラストリート投資法人監督役員及び日本アジア投資株式会社社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役石井絵梨子氏は、新幸総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スマートドライブ社外取締役(監査等委員)、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員、株式会社アルマード社外監査役、株式会社Sun Asterisk社外取締役(監査等委員)、いちごホテルリート投資法人執行役員及びイーレックス株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役奈良正哉氏は、鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士、理想科学工業株式会社社外監査役及び株式会社熊谷組社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役植田高志氏は、マネジメントサポートコンサルティング株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	佐 藤 勇 一	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。特に研究開発等に関して、国立大学法人埼玉大学理事・副学長等の豊富な経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役	片 桐 春 美	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。特に財務・会計等に関して、公認会計士としての専門的な知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役	石 井 絵 梨 子	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。特に企業法務全般やM&A等に関して、弁護士としての専門的な知識・経験と、他社の取締役及び監査役としての知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役	鈴 木 文 雄	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。特に豊富な企業経営の経験、医療業界における幅広い知見から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
監 査 役	平 山 隆 志	当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な業務経験と、他社の監査役並びに監査部門における知識・経験から、適宜発言を行っております。
監 査 役	奈 良 正 哉	当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験と、他社の取締役及び監査役としての知識・経験から、適宜発言を行っております。
監 査 役	植 田 高 志	就任以降に開催された取締役会15回の全て、監査役会10回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な業務経験と、企業経営者としての知識・経験から、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人和宏事務所

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【内部統制システム整備に関する基本方針について】

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関し、取締役会において以下のとおり決議を行い、体制の強化を図っております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会及び取締役は、職務の執行にあたり、「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」を遵守し、当社及び当社子会社（以下「タムロングループ各社」といい、当社と総称して「タムロングループ」という。）における企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ②取締役会は、コンプライアンス推進のための基本事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長に任命する。
 - ③取締役会は、コンプライアンス担当取締役を任命し、タムロングループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、解決を行う。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、その他の重要な情報を、「文書管理規定」に従い保存、管理する。
 - ②取締役会は、その職務の執行に係る文書及びその他重要な情報の保存及び管理につき、管理本部担当取締役を全社的な統括を行う責任者に任命する。
 - ③「文書管理規定」の改廃は、「職務権限規定」にて取締役会決議事項と定め、「規定類管理規定」に基づき、監査役会の合議を経る。
 - ④取締役の職務の執行に係る情報のうち、当社における「主要会議」の資料及び議事録は、「文書管理規定」に基づき、「主要会議」の事務局を担当する部門がその保存及び管理を行い、閲覧可能な状態を維持する。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①取締役は、タムロングループが、短期・中期・長期にわたるリスクを防止又は計画的に軽減する等の対策を実施するリスクマネジメントを通じて、企業の安定した成長に資することを目的として「リスクマネジメント規定」を制定し、リスクマネジメント推進のための基本事項・方針の決定、審議を行う「リスクマネジメント委員会」を設置する。
 - ②タムロングループにおけるリスクの抽出、発生時の損害又は影響が大きいリスクに対する予防又は軽減対策等を検討する「リスクマネジメント検討委員会」を「リスクマネジメント委員会」の下位組織として設置する。

-
- ③取締役は、「緊急事態対応規定」並びに「事業継続基本計画書」などの規則を定め、事業の継続・早期復旧のためのリスクマネジメント体制を確保する。リスクマネジメント担当取締役は、これらを横断的に推進し、管理する。
- ④個人情報の保護については「個人情報管理規定」及び「特定個人情報取扱規定」、営業秘密情報の取扱いについては「営業秘密管理規定」、情報資産の保護については「情報セキュリティ規定」をそれぞれその下部規定類を含めて整備し、周知、徹底を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役は、「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」の下に、取締役及び使用人が共有する全社的な目標である「年度経営計画」及び「中期経営方針」を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限配分を含めた効率的な達成の方法を定める。
- ②「職務分掌規定」及び「職務権限規定」により、適切な職務の分掌と権限を定め、迅速な業務決定及び対応を実践する。
- ③ITシステムを強化し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①使用人に対し、「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」をタムロングループにおける企業活動の前提とすることを徹底させる。
- ②コンプライアンスの強化を目的として、「コンプライアンス委員会」の下位に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、月に一度の開催を通じて社内の法令遵守意識向上を目的とする教育等を行う。
- ③内部監査室は、必要によりコンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス委員会と連携の上、各種規定類及びコンプライアンスに関する監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告する。
- ④「内部通報制度規定」に基づいて設置した、内部監査室のほか外部委託先（弁護士）を窓口とするホットラインにより、法令上疑義のある行為等につき使用人が直接情報提供を行う手段を確保する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 取締役及びタムロングループ各社の社長は、当社の「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」を業務執行の前提とすることを徹底し、次に掲げる体制を整備する。

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
タムロングループ各社に対し、「関係会社管理規定」及び「関係会社職務権限明細表」に則り、事項に応じて当社へ報告すること、又は当社の取締役会へ付議することなどを義務付け、当社がタムロングループ各社の業務の執行が適正に行われるよう統括する。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営戦略本部は、タムロングループの経営及びコンプライアンスに関する問題の提示から解決を通じ、タムロングループ各社の管理及び監督を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及びタムロングループ各社の社長は、四半期毎に予算実績報告会（「業績検討会」）を開催し、業務の執行における情報の共有化を図る。また、取締役は、「業績検討会」において、直接にタムロングループ各社への指示及び要請を行う。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社の「コンプライアンス規定」を準用し、タムロングループ各社にコンプライアンス推進担当者を配置して、使用人を対象にした教育等のコンプライアンス活動を実施する。
 - ②当社の監査役はタムロングループ各社から報告を受け、内部監査室は、「業績検討会」に出席し、業務の執行の適正を監視する。また、監査役及び内部監査室は、タムロングループ各社に対する往査又は内部監査を実施する。
 - ③当社の内部監査室のほか外部委託先（弁護士）による内部通報窓口は、タムロングループ各社からの通報にも対応する体制とする。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、要請に応じ、監査職務を円滑に遂行するために必要な使用人を配置する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の指揮命令に従って行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されない体制を確保する。
 - ②監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、監査役の同意を得る。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、タムロングループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、内部監査室に対し、原則として月に一度又は必要に応じ適宜、タムロングループに対する内部監査の実施状況及び「内部通報制度規定」に基づいた通報内容について、報告を求めることができる。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規定」に基づき通報した者が、不利益な取扱いを受けないよう同規定に明記し、徹底する。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) 当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役が、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ連携し、実効的な監査ができる体制を確保する。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備

反社会的勢力との関係断絶について「行動規範」に掲げ、タムロングループ内での周知、徹底を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記に掲げた内部統制システム整備に関する基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 内部統制システム全般

タムロングループの内部統制システム全般の整備・運用状況については当社の内部監査室が問題の早期発見のため継続的にモニタリングを実施し、改善・強化を進めております。

(2) リスク

リスクマネジメント担当取締役を選任し、「リスクマネジメント委員会」及びその下位組織である「リスクマネジメント検討委員会」を新たに設置し、タムロングループにおけるリスクの横断的管理の強化に努めております。

(3) コンプライアンス

「コンプライアンス委員会」を定期的で開催してコンプライアンス推進のための基本事項を審議すると共に、「コンプライアンス推進委員会」を毎月開催して社内の法令遵守意識の向上を目的とする教育等を行っております。また、当社は内部監査室のほか外部委託先（弁護士）による内部通報窓口を設置しており、タムロングループ各社にも開放することで、タムロングループ全体のコンプライアンスの実効性向上に努めております。また、事業報告53頁のとおり、前代表取締役社長等による不適切な経費の使用が判明しました。これを受けて、事実調査、特別調査委員会の設置、同委員会による調査報告書を踏まえての実効性のある再発防止策の策定及び内部統制強化に向けた取り組みを進めております。

(4) 子会社管理

子会社の経営管理については「関係会社管理規程」及び「関係会社職務権限明細表」を定め適切に運用し、経営戦略本部が子会社各社の経営管理体制を整備・統括しております。

(5) 監査役の監査体制について

社外監査役を含む監査役は、内部監査室と毎月監査連絡会を開催するとともに、会計監査人・内部監査室による三様監査情報交換連絡会を定期的で開催しております。また、業務執行に関する重要文書の閲覧等も行っており、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めること等により監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び当該持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて、また、割合及び1株当たりの数値は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	63,797	流 動 負 債	14,226
現金及び預金	32,640	買掛金	3,735
受取手形及び売掛金	13,021	短期借入金	1,779
電子記録債権	1,823	未払費用	3,175
製 品	7,993	未払法人税等	1,850
仕 掛 品	4,684	そ の 他	3,684
原材料及び貯蔵品	1,961	固 定 負 債	2,102
そ の 他	1,730	長期借入金	70
貸倒引当金	△58	繰延税金負債	757
固 定 資 産	23,264	株式給付引当金	222
有形固定資産	15,698	退職給付に係る負債	695
建物及び構築物	4,680	そ の 他	357
機械装置及び運搬具	4,367	負 債 合 計	16,329
工具、器具及び備品	2,439	純 資 産 の 部	
土 地	1,204	株 主 資 本	62,547
建設仮勘定	3,006	資 本 金	6,923
無形固定資産	1,003	資 本 剰 余 金	7,432
投資その他の資産	6,562	利 益 剰 余 金	52,845
投資有価証券	5,121	自 己 株 式	△4,653
繰延税金資産	386	その他の包括利益累計額	8,185
そ の 他	1,057	その他有価証券評価差額金	1,457
貸倒引当金	△3	為替換算調整勘定	6,464
資 産 合 計	87,062	退職給付に係る調整累計額	262
		純 資 産 合 計	70,732
		負 債 純 資 産 合 計	87,062

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		71,426
売 上 原 価		39,768
売 上 総 利 益		31,657
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,049
営 業 利 益		13,607
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	76	
受 取 配 当 金	103	
受 取 賃 貸 料	15	
補 助 金 収 入	114	
株 式 給 付 引 当 金 戻 入 額	147	
そ の 他	270	728
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
為 替 差 損	40	
固 定 資 産 除 却 損	80	
特 別 調 査 関 連 費 用	74	
そ の 他	100	363
経 常 利 益		13,972
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,098	
法 人 税 等 調 整 額	61	3,160
当 期 純 利 益		10,812
親 會 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,812

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高	6,923	7,537	47,466	△7,611	54,316
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,642		△2,642
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,812		10,812
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		57	62
自己株式の消却		△109	△2,791	2,901	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△105	5,378	2,958	8,231
2023年12月31日残高	6,923	7,432	52,845	△4,653	62,547

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年1月1日残高	1,154	5,043	59	6,258	60,574
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,642
親会社株主に帰属する 当期純利益					10,812
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					62
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	303	1,420	203	1,927	1,927
連結会計年度中の変動額合計	303	1,420	203	1,927	10,158
2023年12月31日残高	1,457	6,464	262	8,185	70,732

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	46,127	流 動 負 債	9,208
現金及び預金	24,142	買掛金	2,353
受取手形	203	短期借入金	1,709
電子記録債権	1,823	未払金	97
売掛金	11,158	未払費用	2,057
製品	4,084	未払法人税等	1,549
仕掛品	2,198	前受金	732
原材料及び貯蔵品	606	預り金	449
未着品	161	その他	259
前払費用	169	固 定 負 債	1,325
関係会社短期貸付金	354	株式給付引当金	222
未収入金	1,080	退職給付引当金	1,017
その他	158	その他	86
貸倒引当金	△15	負 債 合 計	10,534
固 定 資 産	18,017	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	7,142	株 主 資 本	52,680
建物	2,696	資 本 金	6,923
構築物	74	資 本 剰 余 金	7,432
機械及び装置	1,382	資 本 準 備 金	7,432
車両運搬具	7	利 益 剰 余 金	42,977
工具、器具及び備品	880	利 益 準 備 金	167
土地	949	その他利益剰余金	42,810
建設仮勘定	1,150	圧縮記帳積立金	59
無 形 固 定 資 産	202	別 途 積 立 金	9,300
電話加入権	9	繰越利益剰余金	33,451
ソフトウェア	181	自 己 株 式	△4,653
ソフトウェア仮勘定	11	評 価 ・ 換 算 差 額 等	930
投 資 其 他 の 資 産	10,672	その他有価証券評価差額金	930
投資有価証券	5,106	純 資 産 合 計	53,610
関係会社株	618	負 債 純 資 産 合 計	64,145
関係会社出資金	4,220		
関係会社長期貸付金	425		
長期前払費用	117		
繰延税金資産	149		
その他	37		
貸倒引当金	△3		
資 産 合 計	64,145		

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	62,736
売 上 原 価	41,489
売 上 総 利 益	21,246
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,489
営 業 利 益	9,757
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,744
そ の 他	280
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	48
為 替 差 損	78
固 定 資 産 除 却 損	25
そ の 他	109
経 常 利 益	13,520
税 引 前 当 期 純 利 益	13,520
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,619
法 人 税 等 調 整 額	63
当 期 純 利 益	10,837

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2023年1月1日残高	6,923	7,432	105	7,537	167	61	9,300	28,045	37,574
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△2		2	-
剰余金の配当								△2,642	△2,642
当期純利益								10,837	10,837
自己株式の取得									
自己株式の処分				4	4				
自己株式の消却				△109	△109			△2,791	△2,791
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	△105	△105	-	△2	-	5,406	5,403
2023年12月31日残高	6,923	7,432	-	7,432	167	59	9,300	33,451	42,977

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年1月1日残高	△7,611	44,423	749	749	45,173
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩			-		-
剰余金の配当		△2,642			△2,642
当期純利益		10,837			10,837
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	57	62			62
自己株式の消却	2,901	-			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			180	180	180
事業年度中の変動額合計	2,958	8,256	180	180	8,437
2023年12月31日残高	△4,653	52,680	930	930	53,610

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社タムロン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムロンの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムロン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社タムロン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムロンの2023年1月1日から2023年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2023年1月1日から2023年12月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、以下の事実を除き認められません。

2023年7月9日当社内部通報窓口への通報を契機として、監査役及び社外取締役による調査を進めた結果、当時の代表取締役社長による会社経費の私的流用の発覚及び本件事案に関する支出管理を行っていた常務取締役による関与が疑われる行為がありました。なお、両名はすでに辞任しています。この不正の行為に対しては、同年8月22日開催の取締役会において特別調査委員会の設置を決め、当社から独立した中立かつ公正な立場から詳細な事実調査を進めてまいりました。その結果、当時の代表取締役社長に加えて、前掲の常務取締役、前任社長のさらに前任の社長、及び当時の経費の支出管理をしていた専務取締役についても、同様の会社経費の私的流用が明らかになりました。これらについては、損害賠償請求を行うとともに、訴訟提起も視野に入れた厳正な態度で臨んでいます。なお、上記の経緯に関しては、特別調査委員会による調査報告書を含め、適時に開示してきたことが認められます。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。しかしながら、前任社長らによる不正の行為を防ぐことができなかつたことに現れているように、内部統制には脆弱性があつたものと認めざるをえません。この事実に対応するため、特別調査委員会による答申も踏まえ、社内外の全役員をメンバーとするガバナンス検討委員会において、再発防止策を検討してまいりました。具体的には、本株主総会での定款変更決議をもって監査等委員会設置会社に移行して監査の実効性を高めること、接待交際費の使用、承認手続きを厳格にすること等が決定されています。なお、本件内部統制の脆弱性は当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響を及ぼしてはならず、取締役の善管注意義務に違反する重大な事実とは認められません。今後は具体的な再発防止策を実行していくとともに、内部統制システム全般の一層の高度化を図る必要が認められます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社タムロン 監査役会

常勤監査役 山 口 貴 裕 ㊟

常勤監査役 平 山 隆 志 ㊟

監 査 役 奈 良 正 哉 ㊟

監 査 役 植 田 高 志 ㊟

(注)監査役の平山隆志、奈良正哉及び植田高志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

トピックス

新製品情報

写真関連

クラス最小・最軽量*第2世代「G2」大口径望遠ズームレンズ「70-180mm F/2.8 Di III VC VXD G2 (Model A065)」を発売
[ソニー Eマウント用]

Model A065は市場でご好評をいただいている大口径望遠ズーム「70-180mm F/2.8 Di III VXD (Model A056)」からさらなる進化を遂げ、第2世代「G2」モデルとして誕生しました。タムロン独自の手ブレ補正機構VC (Vibration Compensation) を新たに搭載し、クラス最小・最軽量*の機動力を維持しながら、より安定した撮影が可能です。

*手ブレ補正機構搭載フルサイズミラーレス用大口径F2.8ズームレンズにおいて。(2023年8月現在。タムロン調べ)



写真関連

世界初*F2スタート、準広角から望遠までシームレスに撮影可能な大口径ポートレートズームレンズ「35-150mm F/2-2.8 Di III VXD (Model A058)」ニコン Z マウント用発売
[ソニー Eマウント用・ニコン Z マウント用]

Model A058は、フルサイズミラーレス一眼カメラ対応ズームレンズとして、初めて*開放F値 F2を広角端で達成した準広角35mmから望遠150mmまでをレンズ交換することなくカバーする高解像なポートレートズームレンズです。モデルの一瞬の表情も逃さず、素晴らしい作品作りをサポートします。

*フルサイズミラーレス用ソニーE・ニコン Z マウント大口径ズームレンズにおいて。(2023年7月現在。タムロン調べ)



※画像はニコン Z マウント用です。

写真関連

世界初*17mmから50mmをカバーする、広角ズームレンズ「17-50mm F/4 Di III VXD (Model A068)」を発売
[ソニー Eマウント用]

Model A068は、静止画や動画撮影で使用用途の高い焦点距離をカバーした、超広角域17mmから標準域50mmまでをF4通しでカバーする、機動力・利便性に長けた広角ズームレンズです。ズーム全域で高い描写力を達成しており、画面周辺までクリアに描きます。

*フルサイズミラーレス用ソニー Eマウント大口径ズームレンズにおいて。(2023年8月現在。タムロン調べ)



写真関連

超望遠500mmを手軽に楽しむ超望遠ズームレンズ「150-500mm F/5-6.7 Di III VC VXD (Model A057)」ニコン Z マウント用発売
[ソニー Eマウント用・ニコン Z マウント用]

Model A057は望遠側の焦点距離500mmを確保しながら、コンパクトなサイズとズーム全域で非常に高い描写性能を両立。三脚使用が常識だった超望遠の世界を手軽にお楽しみいただけます。リアモーターフォーカス機構VXD (Voice-coil eXtreme-torque Drive) や、当社独自開発の手ブレ補正機構VC (Vibration Compensation) を搭載しており、超望遠域での手持ち撮影をサポートします。



※画像はニコン Z マウント用です。

詳細情報はこちら

写真関連 <https://www.tamron.com/jp/consumer/>



技術情報

研究開発

高出力レーザー用光学技術

レーザー加工は、溶接、切断、クリーニング、マーキング、3Dプリントなど多岐にわたり、用途に合わせた加工技術が求められます。ビーム品質への要求も高度化し、安定したビームプロファイル制御の重要性が高まっています。

タムロンは、石英ガラスを用いたアキシコンレンズなど、各種レーザー用途に適したレンズの材料、形状の加工技術を保有し、安定したビーム品質の実現に貢献します。また、レーザー光を用いて遠方に給電をおこなう技術として、レーザー無線エネルギー伝送や光無線給電といった研究開発も進展しており、レーザー用光学技術の用途の拡がりも期待されます。



社会貢献活動

フォトコンテスト

第16回 タムロン鉄道風景コンテスト

「鉄道のまち大宮」に本社を置く当社は、さいたま市、さいたま市教育委員会、さいたま商工会議所のご後援をいただきながら、地域の活性化と鉄道文化の振興に貢献することを目的とした「タムロン鉄道風景コンテスト」を2008年より毎年開催しています。

第16回は、プリント応募に加えて「Web応募」を導入、「ユニーク/ユーモア賞」を各部に新設、小・中・高校生の部を「U-18 (18歳未満)の部」に変更など、リニューアルを行いました。

過去最多となる応募総点数9,454点のご応募の中から審査員3名による厳正な審査が行われ、全45名の方が入賞されました。



サステナビリティ推進の取り組み

サステナビリティ

サステナビリティの推進

タムロンは、「光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社会の実現に貢献します」という経営理念のもとで、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指しています。

従来からあるCSR委員会に加え、リスクマネジメント委員会、情報マネジメント委員会を新設するなど、サステナビリティの推進機能を強化しています。2023年4月にはウェブサイトリニューアルを行い、サステナビリティページを公開しました。新たに策定した人権方針など情報を随時更新していますので、ぜひご覧ください。



詳細情報はこちら

技術情報

<https://www.tamron.com/jp/technology/>



鉄道風景コンテスト

<https://www.tamron.com/jp/special/content/train2023/>



サステナビリティページ

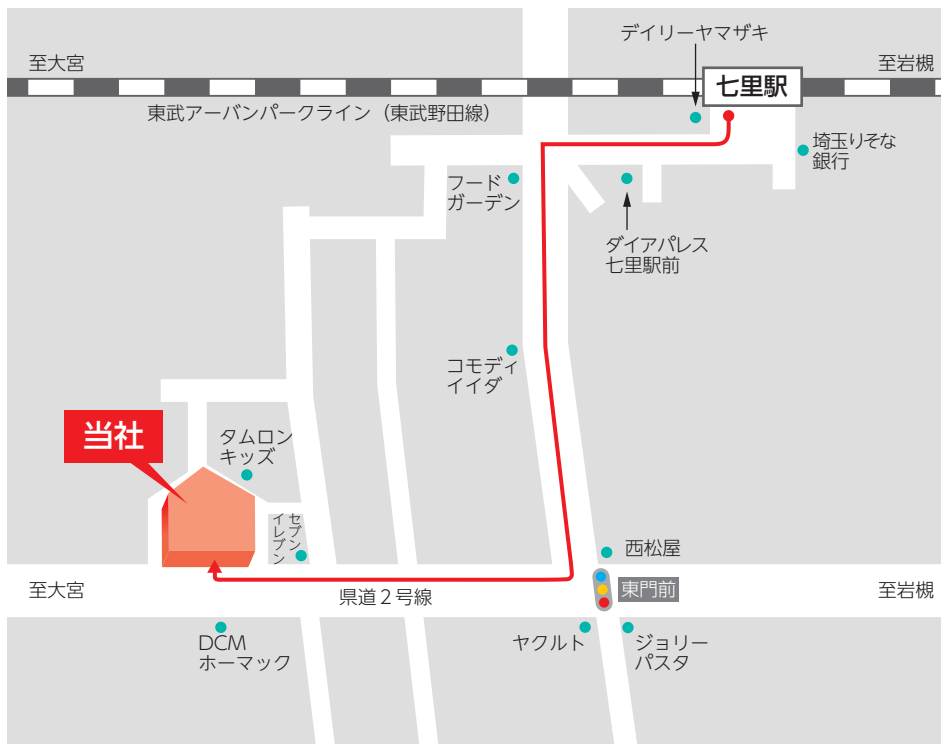
<https://www.tamron.com/jp/sustainability/>



株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
株式会社タムロン本社 新館5階
電話 048 (684) 9111 (代表)



交通 東武アーバンパークライン「七里駅」下車 徒歩約12分

お知らせ

※ ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。